

第9回 大阪市公文書管理委員会 議事次第

平成28年7月4日(月曜)午前10時~

大阪市公文書館 1階 講座室

- 1 開会
- 2 大阪市公文書管理条例第28条第1項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について(諮問)
- 3 その他
- 4 閉会

第9回大阪市公文書管理委員会 出席者名簿

< 委 員 >

金井美智子	弁護士
澤井 実	大阪大学大学院経済学研究科名誉教授
澤村 美賀	消費生活相談員
玉田 裕子	弁護士
安竹 貴彦	大阪市立大学大学院法学研究科教授

(敬称略：五十音順)

< 事務局 >

岸本 孝之	総務局行政部長
江野 一	総務局行政部行政課長
高畑 康之	総務局行政部行政課長代理
遠藤 博文	公文書館長
今中 國雄	公文書館次席調査員

写

平成 28 年 7 月 4 日

大阪市公文書管理委員会
委員長 澤井 実 様

大阪市長 吉村 洋文

公印

大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定による
特定歴史公文書等の廃棄について（諮問）

大阪市公文書管理条例第 28 条第 2 項の規定に基づき、「特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなると認める文書の廃棄」（別紙）について、貴委員会の意見を求めます。

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄							アーキビスト記入欄							所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
1	9040400	永年	T4	T4	7085	6983	神のやしろ	大正4年11月に大阪国学院西成郡市部が発行した非売品で、郷社、村社26神社を説明した書籍(元豊崎町役場備品) 大阪市内の神社についての書籍で、行政刊行物等化が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化) 大阪市内の神社について書かれた書籍で、大阪市が作成・発行したものではないが、作成された時期の大阪の様子を知ることができる資料である。決裁文書がなく、供覧・収受の痕跡もない。非売品であり、一般に多く流布したものではないこと、写真が多く市の都市空間の様子を視覚的に知ることができることから行政刊行物等として引き続き収蔵することが望ましい。	内容	ウ(ウ)参考文献		
2	7050000	永年	T13	T13	7091	6989	大阪市第1回下水道改良誌	大阪市役所水道部発行の行政刊行物であり、既に行政刊行物(配架番号4674、4675)として保存中 廃棄が適当	内容	ア 行政刊行物等	北区役所	総務課(総務)	廃棄 大阪市役所水道部が発行した書籍で、決裁文書、供覧の痕跡は存在しない。すでに行政刊行物等として、閲覧・保存用の2冊があることから、重ねて収蔵する必要はなく廃棄とすることが適当と考えられる。ただし、当該資料は、大阪市の下水道の歴史や、それに伴う都市整備の進展を知るうえで重要なものであり、図表が多く掲載されており、市民利用・秋の展示・レファレンス等での使用の機会が今後も少なくない。現在行政刊行物等として保存中の資料の傷みのみみられることから、引き続き公文書館で補充用として所持すべきである。	内容	ア 行政刊行物等		
3	507000001	永年	S11	S11	7107	7004	西成普通水利組合誌	大阪市役所水道部発行の行政刊行物であり、既に行政刊行物(配架番号19671)として保存中。閲覧用。行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	北区役所	総務課(総務)	廃棄(刊行物等化) 大阪市役所水道部が発行した書籍で、市に移管された西成普通水利組合の歩みを記したものである。決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。農業用水の利用のされ方や堤防の建設等水利という都市機能の整備を示す重要な資料であると考えられる。すでに保存用の行政刊行物等として一冊の収蔵しているため、閲覧用の行政刊行物等として引き続き収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
4	7030000	永年	S11	S11	7108	7005	淀川右岸水害予防組合誌	'第1編 淀川右岸水害予防組合'で、大阪市発行の行政刊行物として保存すべきもの 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	北区役所	住民自治課(住民自治)	廃棄(刊行物等化) 大阪市が発行した淀川右岸水害予防組合の歩みを示した書籍である。淀川の洪水の予防や下流域の治水に関する取組を読み取ることができ、災害に関する重要な資料であるといえる。決裁文書が存在せず供覧の痕跡も存在しないことから行政刊行物等として保存することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
5	6010000	永年	S19	S19	7113	7010	第1次大阪都市計画事業誌	大阪市役所発行の行政刊行物であり、既に行政刊行物(配架番号8743、8744)として保存中 廃棄が適当	内容	ア 行政刊行物等	北区役所	総務課(総務)	廃棄 大阪市発行の書籍である。第一次大阪都市計画事業の事業概要や図面、予算等の資料が掲載されており、当該期の都市機能・都市空間の在り方がよくわかる書籍である。決裁文書や供覧の痕跡などが見られないことから行政刊行物にあたると思われる。既に行政刊行物等として保存用・閲覧用の2冊が収蔵されているため、重ねて保存する必要はない。しかし、資料の内容から、市民利用や秋の展示・レファレンス等で使用する頻度が少なくないと考えられることから、現在行政刊行物等となっている資料の傷みを考慮し引き続き公文書館で所持することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄									アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
6	1010002	永年	S49	S49	74806	174776	財源拡充関係書類	「地方財務」昭和49年7月号 242～昭和49年12月号 247で憐帝国地方行政学会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財務』という逐次刊行物を編纂したものであり、逐次刊行物の表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編纂されている逐次刊行物の内容をも、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考え。	内容	ウ(ウ)参考文献		
7	1010002	永年	S49	S49	74807	174777	財源拡充関係書類	「地方財務」昭和49年1月号 236～昭和49年6月号 241で憐帝国地方行政学会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財務』という逐次刊行物を編纂したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編纂されている逐次刊行物の内容をも、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考え。	内容	ウ(ウ)参考文献		
8	1010002	永年	S50	S50	74808	174778	財源拡充関係書類	「地方財務」昭和50年1月号 248～昭和50年6月号 253で憐きょうせい(帝国地方行政学会)発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財務』という逐次刊行物を編纂したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編纂されている逐次刊行物の内容をも、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考え。	内容	ウ(ウ)参考文献		
9	1010002	永年	S50	S50	74809	174779	財源拡充関係書類	「地方財務」昭和50年7月号 254～昭和50年12月号 259で憐きょうせい発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財務』という逐次刊行物を編纂したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編纂されている逐次刊行物の内容をも、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考え。	内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄							アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
10	1010002	永年	S51	S51	74810	174780	財源拡充関係書類	『地方財務、昭和51年1月号 260～昭和51年6月号 265で働きようせい発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
11	1010002	永年	S51	S51	74811	174781	財源拡充関係書類	『地方財務、昭和51年7月号 266～昭和51年12月号 271で働きようせい発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
12	1010002	永年	S52	S52	74812	174782	財源拡充関係書類	『地方財務、昭和52年1月号 272～昭和52年6月号 277で働きようせい発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
13	1010002	永年	S52	S52	74813	174783	財源拡充関係書類	『地方財務、昭和52年7月号 278～昭和52年12月号 283で働きようせい発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄							アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
14	1010002	永年	S43	S43	74832	185923	財源拡充関係書類	「地方財政、昭和43年4月号～昭和44年3月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
15	1010002	永年	S44	S44	74833	185924	財源拡充関係書類	「地方財政、昭和44年4月号～昭和45年3月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
16	1010002	永年	S45	S45	74834	185925	財源拡充関係書類	「地方財政、昭和45年4月号～昭和46年3月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
17	1010002	永年	S46	S46	74835	185926	財源拡充関係書類	「地方財政、昭和46年4月号～昭和47年3月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
18	1010002	永年	S47	S47	74836	185927	財源拡充関係書類	「地方財政、昭和47年1月号～昭和47年6月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
19	1010002	永年	S47	S47	74837	185928	財源拡充関係書類	「地方財政、昭和47年7月号～昭和47年12月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
20	1010002	永年	S48	S48	74838	185929	財源拡充関係書類	「地方財政、昭和48年1月号～昭和48年6月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
21	1010002	永年	S48	S48	74839	185930	財源拡充関係書類	「地方財政、昭和48年7月号～昭和48年12月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
22	1010002	永年	S49	S49	74840	185931	財源拡充関係書類	「地方財政」昭和49年1月号～昭和49年6月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編綴したものであり、回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をも、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
23	1010002	永年	S49	S49	74841	185932	財源拡充関係書類	「地方財政」昭和49年7月号～昭和49年12月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編綴したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をも、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
24	1010002	永年	S50	S50	74842	185933	財源拡充関係書類	「地方財政」昭和50年1月号～昭和50年6月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編綴したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をも、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
25	1010002	永年	S50	S50	74843	185934	財源拡充関係書類	「地方財政」昭和50年7月号～昭和50年12月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編綴したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をも、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見		要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
26	1010002	永年	S51	S51	74844	185935	財源拡充関係書類	「地方財政」昭和51年1月号～昭和51年6月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編綴したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をもて、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考え。	内容	ウ(ウ)参考文献		
27	1010002	永年	S51	S51	74845	185936	財源拡充関係書類	「地方財政」昭和51年7月号～昭和51年12月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編綴したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をもて、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考え。	内容	ウ(ウ)参考文献		
28	1010002	永年	S52	S52	74846	185937	財源拡充関係書類	「地方財政」昭和52年1月号～昭和52年6月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編綴したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をもて、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考え。	内容	ウ(ウ)参考文献		
29	1010002	永年	S52	S52	74847	185938	財源拡充関係書類	「地方財政」昭和52年7月号～昭和52年12月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課 (財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編綴したものであり、表紙に回覧印や回覧用紙が貼り付けてあるものもあったが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編綴されている逐次刊行物の内容をもて、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考え。	内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
30	1010002	永年	S46	S46	91659	283837	財源拡充関係書類	地方財政(1-12)「地方財政」昭和46年1月号~12月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
31	1010002	永年	S54	S54	123360	174786	財源拡充関係書類	「地方財務」昭和54年1月号 296~昭和54年6月号 301で働きようせい発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
32	1010002	永年	S54	S54	123361	174787	財源拡充関係書類	「地方財務」昭和54年7月号 302~昭和54年12月号 307で働きようせい発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
33	1010002	永年	S54	S54	123364	185941	財源拡充関係書類	「地方財政」昭和54年1月号~昭和54年6月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
34	1010002	永年	S54	S54	123365	185942	財源拡充関係書類	「地方財政」昭和54年7月号~昭和54年12月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見	
35	1010002	永年	S53	S53	118535	185939	財源拡充関係書類 「地方財政」 昭和53年1月号～昭和53年6月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編纂したものであり、決裁文書や供覧文書は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編纂されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献			
36	1010002	永年	S53	S53	118536	185940	財源拡充関係書類 「地方財政」 昭和53年7月号～昭和53年12月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編纂したものであり、決裁文書や供覧文書は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編纂されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献			
37	1010002	永年	S53	S53	118565	174784	財源拡充関係書類 「地方財務」上(1～6) 昭和53年1月号 284～昭和53年6月号289で働きようせい発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財務』という逐次刊行物を編纂したものであり、決裁文書や供覧文書は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編纂されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献			
38	1010002	永年	S53	S53	118566	283838	財源拡充関係書類 「地方財政」下(7～12) 昭和53年7月号～昭和53年12月号で財地方財務協会発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財政』という逐次刊行物を編纂したものであり、決裁文書や供覧文書は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編纂されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献			
39	1010002	永年	S53	S53	118590	174785	財源拡充関係書類 「地方財務」下(7～12) 昭和53年7月号～昭和53年12月号290～295で働きようせい発行有償印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財務課(財務・総務・財政調査)	廃棄	「財源拡充関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定において歴史対象外となっている。これをふまえて簿冊の内容を確認すると、当該簿冊は『地方財務』という逐次刊行物を編纂したものであり、決裁文書や供覧文書は存在しないため、業務一般の参考資料と推察される。編纂されている逐次刊行物の内容をみても、大阪市における税務事務等を示すものではないことから廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献			

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
40	1020100	永年	S27	S27	62900	215380	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書昭和27年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
41	1020100	永年	S28	S28	62901	215382	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書昭和28年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
42	1020100	永年	S29	S29	62902	215383	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書昭和29年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
43	1020100	永年	S25	S30	62903	215379	市税決算関係書類	「大阪府税務統計書」となっているが、実は、大阪府総務部税政課発行印刷物「大阪府税務統計 昭和25年度 1～昭和30年度 6」及び大阪府総務部庶務課発行印刷物「予算の概要 昭和27年度～29年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
44	1020100	永年	S27	S30	62904	215381	市税決算関係書類	「東京都税務統計年報」昭和27年版、昭和28年度～昭和30年度版で、東京都主税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
45	1020100	永年	S30	S30	62905	215384	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書昭和30年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
46	1020100	永年	S31	S31	62906	215386	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書昭和31年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
47	1020100	永年	S32	S32	62907	215388	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書昭和32年度版」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
48	1020100	永年	S30	S33	62908	215385	市税決算関係書類	「大阪府税務統計書」となっているが、実は、大阪府総務部税政課発行印刷物「大阪府税務統計 昭和30年度 6 - 昭和33年度 9」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
49	1020100	永年	S31	S33	62909	215387	市税決算関係書類	「東京都税務統計年報」昭和31年、昭和31年度 - 昭和33年度版で、東京都主税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
50	1020100	永年	S33	S33	62910	215389	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書昭和33年度版」。 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
51	1020100	永年	S34	S34	62911	215390	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書昭和34年度版」。 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
52	1020100	永年	S35	S35	62912	215393	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書昭和35年度版」。 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
53	1020100	永年	S34	S36	62913	215391	市税決算関係書類	「東京都税務統計年報」昭和34年度～昭和36年度版で、東京都主税局発行印刷物。 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		
54	1020100	永年	S36	S36	62914	215394	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書昭和36年度版」。 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
55	1020100	永年	S37	S37	62915	215395	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書 昭和37年度版」。 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		ウ(ウ)参考文献		
56	1020100	永年	S34	S38	62916	215392	市税決算関係書類	「大阪府税務統計書」となっているが、実は、大阪府総務部税政課発行印刷物「大阪府税務統計 昭和34年度 10～昭和38年度 14」。 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		ウ(ウ)参考文献		
57	1020100	永年	S37	S39	62917	215396	市税決算関係書類	「東京都税務統計年報 昭和37年度～昭和39年度版で、東京都主税局発行印刷物」。 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		ウ(ウ)参考文献		
58	1020100	永年	S38	S41	75035	215397	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」となっているが、実は、大阪国税局発行印刷物「税務統計書 昭和38年～41年度版」。 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		ウ(ウ)参考文献		
59	1020100	永年	S40	S42	75036	215399	市税決算関係書類	「東京都税務統計年報 昭和40年度～昭和42年度版で、東京都主税局発行印刷物」。 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
60	1020100	永年	S39	S43	75037	215398	市税決算関係書類	「大阪府税務統計書」となっているが、実は、大阪府総務部税政課発行印刷物「大阪府税務統計」で、昭和39年度 15～昭和43年度 19 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴史文判断において「編纂されている文書は市会答弁用の資料で、刊行物で確認できる内容である」として歴史対象外と判定している。それを踏まえて確認すると、当該簿冊は大阪府総務部税政課が発行した『大阪府税務統計』という冊子である。市税決算の分析に用いた参考資料であり、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示すものではない。よって廃棄とすることが適当であると考ええる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
61	1020100	永年	S43	S45	75038	215401	市税決算関係書類	「東京都税務統計年報」昭和43年度～昭和45年度版で、東京都主税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴史文判断において「編纂されている文書は市会答弁用の資料で、刊行物で確認できる内容である」として歴史対象外と判定している。それを踏まえて確認すると、当該簿冊は東京都主税局が発行した『東京都税務統計年報』という冊子である。市税決算の分析に用いた参考資料であり、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示すものではない。よって廃棄とすることが適当であると考ええる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
62	1020100	永年	S44	S47	75039	215402	市税決算関係書類	「国税庁統計年報書」昭和44年度版(第95回)～昭和47年度版(第98回)で、国税庁発行の印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴史文判断において「編纂されている文書は市会答弁用の資料で、刊行物で確認できる内容である」として歴史対象外と判定している。それを踏まえて確認すると、当該簿冊は国税庁が発行した『統計年報書』という冊子である。市税決算の分析に用いた参考資料であり、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示すものではない。よって廃棄とすることが適当であると考ええる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
63	1020100	永年	S42	S48	75040	215400	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」昭和42年度、昭和44年度～昭和46年度で、大阪国税局発行の印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴史文判断において「編纂されている文書は市会答弁用の資料で、刊行物で確認できる内容である」として歴史対象外と判定している。それを踏まえて確認すると、当該簿冊は大阪国税局が発行した『税務統計書』という冊子である。市税決算の分析に用いた参考資料であり、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示すものではない。よって廃棄とすることが適当であると考ええる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
64	1020100	永年	S44	S48	75041	215403	市税決算関係書類	「大阪府税務統計書」となっているが、実は、大阪府総務部税政課発行印刷物「大阪府税務統計」で、昭和44年度 20～昭和48年度 24 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	「市税決算関係書類」はH25年度の旧永年歴史文判断において「編纂されている文書は市会答弁用の資料で、刊行物で確認できる内容である」として歴史対象外と判定している。それを踏まえて確認すると、当該簿冊は大阪府総務部統計課が発行した『大阪府税務統計』という冊子である。市税決算の分析に用いた参考資料であり、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示すものではない。よって廃棄とすることが適当であると考ええる。	内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
65	1020100	永年	S46	S48	75042	215404	市税決算関係書類	「東京都税務統計年報」昭和46年度～昭和48年度版で、東京都主税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		ウ(ウ)参考文献		
66	1020100	永年	S47	S50	75043	215405	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」昭和47年度～昭和50年度で、大阪国税局発行の印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		ウ(ウ)参考文献		
67	1020100	永年	S48	S51	75044	215406	市税決算関係書類	「国税庁統計年報書」昭和48年度版(第99回)～昭和51年度版(第102回)で、国税庁発行の印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		ウ(ウ)参考文献		
68	1020100	永年	S49	S51	75045	215407	市税決算関係書類	「東京都税務統計年報」昭和49年度～昭和51年度版で、東京都主税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		ウ(ウ)参考文献		
69	1020100	永年	S51	S54	123417	215409	市税決算関係書類	「大阪国税局統計書」昭和51年度～昭和54年度で、大阪国税局発行の印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄		ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
70	1020100	永年	S52	S54	123418	215410	市税決算関係書類	「東京都税務統計年報」昭和52年度～昭和54年度版で、東京都主税局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
71	1020100	永年	S49	S53	118552	215408	市税決算関係書類	「大阪府税務統計書」となっているが、実は、大阪府総務部税政課発行印刷物「大阪府税務統計」で、昭和44年度 20～昭和48年度 24 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
72	1020101	永年	S36	S36	33962	33659	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」昭34 35 大阪府役所発行の行政刊行物であり、既に行政刊行物配架番号3041、2939)として保存中。 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
73	1020101	永年	S38	S38	33963	33660	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」昭36 37 大阪府役所発行の行政刊行物であり、既に行政刊行物配架番号2939)として保存中 閲覧用として行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄							アーキビスト記入欄							所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
74	1020101	永年	S40	S40	33964	33661	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」昭38・39 大阪市役所発行の行政刊行物であり、既に行政刊行物配架番号2939)として保存中 閲覧用として行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
75	1020101	永年	S42	S42	33965	33662	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」昭40・41 大阪市役所発行の行政刊行物であり、昭40は、既に行政刊行物配架番号2939)として保存中 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
76	1020101	永年	S45	S45	33966	33663	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」昭42・44 大阪市役所発行の行政刊行物であり、既に行政刊行物配架番号2945)として保存中 閲覧用として行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
77	1020101	永年	S48	S48	33967	33664	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」昭45・47 大阪市役所発行の行政刊行物であり、既に行政刊行物配架番号29913)として保存中 閲覧用として行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄							アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
78	1020101	永年	S50	S50	33968	33665	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」昭48・49 大阪市役所発行の行政刊行物であり、既に行政刊行物配架番号29913)として保存中 閲覧用として行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
79	1020101	永年	S38	S38	33969	33666	税制改正資料関係書類	(国税予算の説明 昭28～37) ... 「租税及び印紙収入予算の説明(大蔵省主税局発行)」、「予算の説明(大蔵省主計局発行)」のもので、有償書籍 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
80	1020101	永年	S42	S42	33970	33667	税制改正資料関係書類	(国税予算の説明 昭38～41) ... 「租税及び印紙収入予算の説明(大蔵省主税局発行)」、「予算の説明(大蔵省主計局発行)」のもので、有償書籍 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
81	1020101	永年	S52	S52	33971	33668	税制改正資料関係書類	(国会)地方税改正資料(昭51・3(住民税関係)(その他諸税関係)自治省税務局市町村税課 印刷物) 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
82	1020101	永年	S52	S52	33972	33669	税制改正資料関係書類	「市税関係通達集」<市税条例改正編>昭36～41年度、42～44年度、45～51年度 財政局主税部主税課主税係関係印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
83	1020101	永年	S51	S51	33973	33670	税制改正資料関係書類	「国会における 大都市税財政論議、昭44、45、46、48、49、50年度」 「国会における固定資産税論議、昭48年度」 財政局作成印刷物 廃棄が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内容	ウ(ウ) 参考文献		
84	1020101	永年	S41	S41	33976	33673	税制改正資料関係書類	「(国会)地方税改正資料集」(市町村税課関係)昭40.2 自治省税務局印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内容	ウ(ウ) 参考文献		
85	1020101	永年	S44	S44	33977	33674	税制改正資料関係書類	「(国会)地方税改正資料集」(市町村税課関係)昭43.2 自治省税務局印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内容	ウ(ウ) 参考文献		
86	1020101	永年	S46	S46	33978	33675	税制改正資料関係書類	「(国会)地方税改正資料集」昭45.3 (住民税関係)(その他の諸税関係)自治省税務局市町村税課印刷物 (固定資産税課関係その1、その2)税務局固定資産税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄を表示)	意見	
87	1020101	永年	S47	S47	33979	33676	税制改正資料関係書類 (国会)地方税改正資料、昭46.2(住民税関係)自治省税務局市町村税課印刷物 (固定資産税課関係その1)税務局固定資産税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史文判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、自治省が作成した「(国会)地方税改正資料」などが編纂されている。市における税務関係の文書は編纂されていないことから、当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献			
88	1020101	永年	S48	S48	33980	33677	税制改正資料関係書類 (国会)地方税改正資料集、昭47.2、昭47.3(固定資産税課関係その1、その2)自治省税務局固定資産税課印刷物 (その他諸税関係)税務局市町村税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史文判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、自治省が作成した「(国会)地方税改正資料」が編纂されている。市における税務関係の文書は編纂されていないことから、当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献			
89	1020101	永年	S49	S49	33981	33678	税制改正資料関係書類 (国会)地方税改正資料集、昭48.3その1(住民税関係)(その他諸税関係)自治省税務局市町村税課印刷物 「地方税関係資料集」昭48.2大蔵省主税局印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史文判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、自治省が作成した「(国会)地方税改正資料」などが編纂されている。市における税務関係の文書は編纂されていないことから、当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献			
90	1020101	永年	S49	S49	33982	33679	税制改正資料関係書類 (国会)地方税改正資料集、昭48.3その2(固定資産税課)関係)自治省税務局固定資産税課印刷物 (特別土地保有税関係その2)税務局市町村税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史文判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、自治省が作成した「(国会)地方税改正資料」などが編纂されている。市における税務関係の文書は編纂されていないことから、当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献			
91	1020101	永年	S50	S50	33983	33680	税制改正資料関係書類 (国会)地方税改正資料集、昭49.2(固定資産税課関係その1、その2)自治相税務局固定資産税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史文判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、自治省が作成した「(国会)地方税改正資料」などが編纂されている。市における税務関係の文書は編纂されていないことから、当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献			

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄							アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会				
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
92	1020101	永年	S50	S50	33984	33681	税制改正資料関係書類	「(国会)地方税改正資料集」昭49.3 (住民税関係)その他の諸税関係)自治相税務局市町村税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、自治省が作成した「(国会)地方税改正資料」などが編纂されている。市における税務関係の文書は編纂されていないことから、当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考ええる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
93	1020101	永年	S51	S51	33985	33682	税制改正資料関係書類	「(国会)地方税改正資料集」昭50.3 (住民税関係)その他の諸税関係(事業所税関係)自治省税務局市町村税課印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、自治省が作成した「(国会)地方税改正資料」などが編纂されている。市における税務関係の文書は編纂されていないことから、当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考ええる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
94	1020101	永年	S50	S50	33986	33683	税制改正資料関係書類	「市税関係公報」昭43~49 大阪市民報 昭43、44、45、46、47、48、49 市会議案(市税条例改正)43、44 「大阪市民報」「市会議案」ともに行政刊行物として保存している(但し、税制度に特化して)まとめたものである 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部管理課 (管理)	廃棄(刊行物等化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、『大阪市民報』『市会議案』という刊行物そのものが編纂されていた。税制に特化し一定の意図のもと編纂されているが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄							アーキビスト記入欄							所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄はを表示)	意見
95	1020101	永年	S34	S34	33987	33684	税制改正資料関係書類	「大阪市税月報」 昭28～33 ・市税月報 昭和28年4月号～5月号 ・市税月報 昭和29年度第5号～第6号 ・昭和29年度市税目別決算書 ・市税月報 昭和30年度第3号 ・昭和30年度市税目別決算書 ・市税月報 昭和29年度第8号 ・市税月報 昭和31年度第1号～第2号 ・市税月報 昭和32年度第1号～第3号 ・市税月報 昭和33年度第1号～第3号 財政局主税部発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
96	1020101	永年	S39	S39	33988	33685	税制改正資料関係書類	「大阪市税月報」 昭34～38 ・市税月報 昭和34年度第1号～第3号 ・市税月報 昭和35年度第1号～第2号 ・市税月報 昭和36年度第1号～第3号 ・市税月報 昭和37年度第1号～第3号 ・市税月報 昭和38年度第1号～第3号 財政局主税部発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
97	1020101	永年	S43	S43	33989	33686	税制改正資料関係書類	「大阪市税月報」 昭39～42 ・市税月報 昭和39年度第1号～第2号 ・市税月報 昭和40年度第1号～第3号 ・市税月報 昭和41年度第1号～第3号 ・市税月報 昭和42年度第1号～第3号 財政局主税部発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄							アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会				
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
98	1020101	永年	S45	S45	33990	33687	税制改正資料関係書類 『大阪市税月報』 昭43～44 ・市税月報 昭和43年度第1号～第3号 ・市税月報 昭和44年度第1号～第3号 財政局主税部発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等		
99	1020101	永年	S50	S50	33991	33688	税制改正資料関係書類 『大阪市の財政』 昭41～49 大阪市の財政 昭和41年8月、昭和48年11月、昭和43年6月、和49年8月 ・大阪市の現況 昭和49年10月 大阪市発行印刷物 (『大阪市の財政』は、昭和49年度～平成18年度分まで行政刊行物として登録保存している。58年度分は欠行政刊行物等化が適当)	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等		
100	1020101	永年	S50	S50	33992	33689	税制改正資料関係書類 (国会)地方税及び譲与税収入見込説明、昭47～49 自治省税務局印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)	参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄	内容	ウ(ウ)	参考文献		
101	1020101	永年	S51	S51	33993	33690	税制改正資料関係書類 『大阪市税季報』 昭49～50 ・昭和49年度第1号～第3号 ・昭和50年度第1号～第3号 財政局主税部発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄							アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会					
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	要素	種類	意見(廃棄はを表示)	意見		
102	1020101	永年	S38	S38	33994	33691	税制改正資料関係書類	「大都市比較統計年表」 昭28・34～37 ・昭和28年版 ・昭和34年版 ・昭和35年版 ・昭和36年版 ・昭和37年版 大都市統計協議会(大都市持ち回り)発行刊行物 (「大都市比較統計年表」は、昭和34年版から平成25年版まで行政刊行物として登録保存している...61年版は欠) 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等		
103	1020101	永年	S43	S43	33995	33692	税制改正資料関係書類	「大都市比較統計年表」 昭38～42 ・昭和38年版 ・昭和39年版 ・昭和40年版 ・昭和41年版 ・昭和42年版 大都市統計協議会(大都市持ち回り)発行刊行物 (「大都市比較統計年表」は、昭和34年版から平成25年版まで行政刊行物として登録保存している...61年版は欠) 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等		
104	1020101	永年	S47	S47	33996	33693	税制改正資料関係書類	「大都市比較統計年表」 昭43～46 ・昭和43年版 ・昭和44年版 ・昭和45年版 ・昭和46年版 大都市統計協議会(大都市持ち回り)発行刊行物 (「大都市比較統計年表」は、昭和34年版から平成25年版まで行政刊行物として登録保存している...61年版は欠) 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄								アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見	
105	1020101	永年	S51	S51	33997	33694	税制改正資料関係書類	「大都市比較統計年表」昭47～50 昭和47年版 昭和48年版 昭和49年版 昭和50年版 大都市統計協議会(大都市持ち回り)発行刊行物 (「大都市比較統計年表」は、昭和34年版から平成25年版まで行政刊行物として登録保存している...61年版は欠) 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文書である」と判定されている。しかし、編綴されている内容を実際に見てみると、大阪市統計協議会が作成した『大都市比較統計年表』という刊行物そのものが編綴されていた。決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。『大都市比較統計年表』はすでに公文書館に行政刊行物等として収蔵しており、昭和47～50年度のものはいずれも保存用の1冊のみである。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
106	1020101	永年	S32	S32	33998	33695	税制改正資料関係書類	「市税関係公報」昭23～31 大阪市公報 昭23、24、25、26、27、28、29、30、31 市会議案(市民税賦課徴収条例制定)昭23(同条例改正)昭24、25(市税条例改正)昭24、26、27、28、29、30、31(市税臨時措置条例制定)昭25 (風水害に因る市税の減免等に関する特別措置条例制定)昭25 「大阪市公報」「市会議案」ともに行政刊行物として保存している(但し、税制度に特化してまとめたもの) 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文書である」と判定されている。しかし、編綴されている内容を実際に見てみると、『大阪市公報』『市会議案』という刊行物そのものが編綴されていた。税制に特化し一定の意図のもと編綴されているが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
107	1020101	永年	S36	S36	33999	33696	税制改正資料関係書類	「市税関係公報」昭32～35 大阪市公報 昭32、33、34、35 市会議案(市税条例改正)昭32、33、34、35 「大阪市公報」「市会議案」ともに行政刊行物として保存している(但し、税制度に特化してまとめたもの) 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編綴されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文書である」と判定されている。しかし、編綴されている内容を実際に見てみると、『大阪市公報』という刊行物そのものが編綴されていた。税制に特化し一定の意図のもと編綴されているが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見		
108	1020101	永年	S39	S39	34000	33697	「市税関係公報」 昭36～38 大阪市公報 昭36、 37、38、39 市会議案(市税条例改正)昭36、37、38、39 「大阪市公報」「市会議案」ともに行政刊行物として保存している(但し、税制度に特化してまとめたもの) 行政刊行物等化が 適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊行物等化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、「大阪市公報」・「市会議案」という刊行物そのものが編纂されていた。税制に特化し一定の意図のもと編纂されているが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア	行政刊行物等		
109	1020101	永年	S43	S43	34001	33698	「市税関係公報」 昭39～42 大阪市公報 昭39、 40、41、42 市会議案(市税条例改正)昭40、41、42 「大阪市公報」「市会議案」ともに行政刊行物として保存している(但し、税制度に特化してまとめたもの) 行政刊行物等化が 適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊行物等化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、「大阪市公報」・「市会議案」という刊行物そのものが編纂されていた。条文の訂正に関する書き込みがあり税制に特化し一定の意図のもと編纂されているが、決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア	行政刊行物等		
110	1020101	永年	S51	S51	34002	33699	「固定資産概要調書」 昭50 (土地)(家屋)(償却資産) 財政局発行刊行物 (平成16年度版以降 は、公文書館行政 刊行物に登録、保存 されている) 行政刊行物等化が 適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄(刊行物等化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、「固定資産概要調書」という刊行物そのものが編纂されていた。決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。「固定資産概要調書」はすでに行政刊行物等として公文書館に収蔵されているものである。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア	行政刊行物等		
111	1020101	永年	S52	S52	34003	33700	「固定資産概要調書」 昭51 (土地)(家屋)(償却資産) 財政局発行刊行物 (平成16年度版以降 は、公文書館行政 刊行物に登録、保存 されている) 行政刊行物等化が 適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄(刊行物等化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、「固定資産概要調書」という刊行物そのものが編纂されていた。決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。「固定資産概要調書」はすでに公文書館に行政刊行物等として収蔵されているものである。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア	行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄								アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会				
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見		
112	1020101	永年	S46	S46	34007	33704	「大阪市税季報」 昭45 ・昭和45年度第1号～ 第3号 ・財政局主税部発行印刷物 行政刊行物等化が 適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史文判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、『大阪市税季報』という刊行物そのものが編纂されていた。決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。『大阪市税季報』は昭和48年度第3号のみ公文書館に収蔵されている。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア	行政刊行物等		
113	1020101	永年	S49	S49	34008	33705	「大阪市税季報」 昭46～48 ・昭和46年度第1号～ 第3号 ・昭和47年度第1号～ 第3号 ・昭和48年度第1号～ 第3号 ・財政局主税部発行印刷物 行政刊行物等化が 適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史文判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、『大阪市税季報』という刊行物そのものが編纂されていた。決裁文書や供覧の痕跡は存在しない。『大阪市税季報』は昭和48年度第3号のみ公文書館に収蔵されている。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア	行政刊行物等		
114	1020101	永年	S46	S46	34009	33706	国税予算の説明 昭42～45 「(国会)租税及び印紙収入予算の説明」(大蔵省主税局発行...有償)昭42 「(国会)税制改正の要綱・租税及び印紙収入予算の説明」(大蔵省主税局発行...有償)昭43、44、45 「(国会)予算の説明」(大蔵省主計局発行...有償)昭42、43、44、45 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)	参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史文判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、自治省が作成した「(国会)租税及び印紙収入予算の説明」などが編纂されている。この資料は国立国会図書館や大阪府立図書館など公共図書館に収蔵があることから公文書ではなく刊行物としての性格が強いと考えられる。また、これらの資料に決裁文書や供覧の痕跡が見当たらないことから、重要な連絡調整文書とは考えにくい。市の税務内容を示した資料でないことから当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)	参考文献		
115	1020101	永年	S51	S51	34010	33707	国税予算の説明 昭46～50 「(国会)税制改正の要綱・租税及び印紙収入予算の説明」(大蔵省主税局発行...有償)昭46、47、48、49、50 「(国会)予算の説明」(大蔵省主計局発行...有償)昭46、48、50 「(国会)予算及び財政投融资計画の説明」(大蔵省主計局・理財局編...有償)昭49、50 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)	参考文献	財政局	財務部財源課 (財源調整・ 税制企画)	廃棄	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史文判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史文である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、自治省が作成した「(国会)租税及び印紙収入予算の説明」などが編纂されている。この資料は国立国会図書館や大阪府立図書館など公共図書館に収蔵があることから公文書ではなく刊行物としての性格が強いと考えられる。また、これらの資料に決裁文書や供覧の痕跡が見当たらないことから、重要な連絡調整文書とは考えにくい。市の税務内容を示した資料でないことから当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)	参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄							アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
116	1020101	永年	S40	S40	34011	33708	税制改正資料関係書類	固定資産概要調書 昭27～39 「概要調書(土地・家屋・償却資産)」昭27年度～39年度 大阪市財政局印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
117	1020101	永年	S45	S45	34012	33709	税制改正資料関係書類	固定資産概要調書 昭40～44 「固定資産概要調書(土地・家屋・償却資産)」昭40年度～44年度 「固定資産税(償却資産)に関する調査票」昭38、40、41、42 「固定資産税(土地)関係統計集」昭44 「固定資産概要調書(土地)」昭44 財政局印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
118	1020101	永年	S46	S46	34013	33710	税制改正資料関係書類	「固定資産概要調書」昭45 昭和45年度固定資産概要調書(土地) 昭和45年度固定資産概要調書(家屋) 昭和45年度固定資産概要調書(土地)(家屋)(償却資産) 財政局発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
119	1020101	永年	S47	S47	34014	33711	税制改正資料関係書類	「固定資産概要調書」昭46 昭和46年度固定資産概要調書(土地) 昭和46年度固定資産概要調書(土地)(家屋)(償却資産) 昭和46年度固定資産概要調書(家屋) 財政局発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄							アーキビスト記入欄							所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見	
120	1020101	永年	S48	S48	34015	33712	税制改正資料関係書類 「固定資産概要調査」昭47 昭和47年度固定資産概要調査(土地) 昭和47年度固定資産概要調査(家屋) 昭和47年度固定資産概要調査(償却資産) 財政局発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等		
121	1020101	永年	S49	S49	34016	33713	税制改正資料関係書類 「固定資産概要調査」昭48 昭和48年度固定資産概要調査(土地) 昭和48年度固定資産概要調査(家屋) 昭和48年度固定資産概要調査(償却資産) 財政局発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等		
122	1020101	永年	S50	S50	34017	33714	税制改正資料関係書類 「固定資産概要調査」昭49 昭和49年度固定資産概要調査(土地)(家屋)(償却資産) 昭和48年度固定資産概要調査(土地) 昭和48年度固定資産概要調査(家屋) 昭和48年度固定資産概要調査(償却資産) 財政局発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等		
123	1020101	永年	S43	S43	34018	33715	税制改正資料関係書類 「大阪市税決算書」昭25～42 「市税決算書」昭34～42 「税目別市税決算書」昭25～33 「各区別市税収入状況」昭25、26 財政局主税部発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄							アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会				
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
124	1020101	永年	S18	S18	34024	33721	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」 昭13～17 大阪市税務統計書 昭和13年版～15年版 (14年版(統)含む) 大阪市財務部主税課 印刷物 大阪市税務統計書(大 都市協定様式)昭和 16年版～昭和17年版 大阪市役所発行印刷 物 ('大都市比較統計年 表'...大都市統計協 議会(大都市持ち回 り)発行刊行物は、昭 和34年版から平成25 年版まで行政刊行物 として登録保存してい る...61年版は欠 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、市が作成した「大阪市税務統計書」という刊行物そのものが編纂されているものであった。その他決裁文書や供覧の痕跡は存在していない。「大阪市税務統計書」は昭和29年度以降のものが公文書館に収蔵されている。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		
125	1020101	永年	S30	S30	34025	33722	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」 昭28～29 ・大阪市税月報 昭和 28年4月号 大阪市財 政局主税部印刷物 ・昭和29年度 市税予 算決算 ・市税税目別決算書 昭28、29 ・市民税に関する調査 表 昭29 ・昭和30年度 大阪市 税月報(昭和30年度第 3号) ・昭和29年度市税税 目別決算書 (項番31「大阪市税 月報」昭28～33に 重複) 行政刊行物等化が 適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課 (管理)	廃棄(刊 行物等 化)	「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、市が作成した「大阪市税月報」「大阪市税に関する調査票」などの刊行物そのものが編纂されていた。その他決裁文書や供覧の痕跡は存在していない。「大阪市税月報」は昭和32年度のもがすでに行政刊行物等として収蔵されている。「大阪市税月報」のS28、4およびS30、3、「市税税目別決算書」S29は項番31に重複するが、その他の資料は重複していない。刊行物の体裁のものが製本されたものであるため、それぞれを分離させることは困難である。よって行政刊行物等として収蔵することが望ましい。	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄							アーキビスト記入欄							所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
126	1020101	永年	S32	S32	34026	33723	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」昭30～31 ・大阪市税務統計 昭29 ・昭和30年度府・市民税に関する調査表 ・昭和31年度大阪市税月報(昭和31年度第2号) ・昭和30年度市税目別決算書 ・昭和31年度 府・市民税に関する調査表 ・隣接七都市 市政調査資料(昭和31年11月大阪市隣接都市協議会) ・昭和31年度大阪市税務統計(昭和31年度第2号) 財政局主税部印刷物編集 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
127	1020101	永年	S34	S34	34027	33724	税制改正資料関係書類	「大阪市税務統計」昭32～33 ・昭和32年度大阪市税月報(昭和32年度第1号～第3号) ・昭和32年度 府・市民税に関する調査表 昭和32年度市税目別決算書 ・昭和33年度大阪市税月報(昭和33年度第1号～第4号) ・昭和33年度 市・府市民税に関する調査表 財政局主税部印刷物編集 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
128	1020101	永年	S53	S53	118358	46753	税制改正資料関係書類	「地方税改正資料」昭52.3 第80回国会(常会)昭和52年3月自治省税務局市町村税課発行印刷物及び第80回国会昭和52年2月自治省税務局固定資産税課発行印刷物「地方税改正資料集」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ) 参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	内容	ウ(ウ) 参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄							アーキビスト記入欄							所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
129	1020101	永年	S53	S53	118359	46758	税制改正資料関係書類	「大阪市の財政」昭50～52 大阪市発行印刷物 大阪市の財政、昭和50年4月、同6月、昭和51年4月、同6月、昭和52年4月、同6月、昭和52年4月 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
130	1020101	永年	S53	S53	118360	46760	税制改正資料関係書類	「地方税及び譲与税収入見込説明」昭50～52 昭和50年度(第75回国会=50年2月)、昭和51年度(第77回国会=51年2月)、昭和52年度(第80回国会=52年2月)で、自治省税務局発行印刷物 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	内容	ウ(ウ)参考文献		
131	1020101	永年	S53	S53	118361	46762	税制改正資料関係書類	「固定資産概要調査」昭52 大阪市財政局発行印刷物「昭和52年度固定資産概要調査、及び「昭和52年度固定資産概要調査(家屋)」 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
132	1020101	永年	S53	S53	118362	46763	税制改正資料関係書類	「譲与税等要綱」昭49～52 財政局主税部発行印刷物 昭和49年度(49年2月及び10月)、昭和50年度(50年2月及び11月)、昭和51年度(51年2月及び10月)、昭和52年度(52年2月及び11月) 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見
133	1020101	永年	S54	S54	123147	46754	税制改正資料関係書類	「地方税改正資料」昭53.2 第84回国会 昭和53年2月自治省税務局市町村税課発行印刷物及び昭和53年2月自治省税務局固定資産税課発行印刷物「第84回国会(常会)想定問題集(局長用)」 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄 「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、国の省庁が作成した「第84回国会(常会)想定問題集」などの冊子が編纂されている。これらの資料には決裁文書や供覧の痕跡が見当たらないことから、重要な連絡調整文書とは考えにくい。市の税務内容を示した資料でないことから当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
134	1020101	永年	S54	S54	123148	46755	税制改正資料関係書類	「地方税改正資料」昭53.3 第84回国会(常会) 昭和53年3月自治省税務局市町村税課発行印刷物(住民税関係)及び昭和53年2月同課発行印刷物(その他諸税関係) 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄 「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、国の省庁が作成した「地方税改正資料(住民税関係)」などの冊子が編纂されている。これらの資料には決裁文書や供覧の痕跡が見当たらないことから、重要な連絡調整文書とは考えにくい。市の税務内容を示した資料でないことから当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
135	1020101	永年	S54	S54	123150	46761	税制改正資料関係書類	「大都市比較統計年表」昭51-53 大都市統計協議会発行印刷物で、現状は、行政刊行物として登録保存しているもの 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化) 「税制改正資料関係書類」はH25年度の旧永年簿冊歴史判定で「税制改正に係る国や指定都市関係の資料等が編纂されており、国や関係省庁との重要な連絡調整文書(3-エ-ア)に該当する歴史である」と判定されている。しかし、編纂されている内容を実際に見てみると、現在は行政刊行物等として収蔵している「大都市比較統計年表」という冊子が編纂されている。これらの資料には決裁文書や供覧の痕跡が見当たらないことから、重要な連絡調整文書とは考えにくい。昭和51年-昭和53年分については1冊のみしか収蔵がないため、閲覧用として行政刊行物等化が適当であると考えられる。	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄										アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見	
136	1020101	永年	S54	S54	123151	46765	税制改正資料関係書類	「国家予算の説明」昭51～53 「(国会)税制改正の要綱・租税及び印紙収入予算の説明」(大蔵省主税局発行...有償)昭51、52、53 「(国会)予算及び財政投融资計画の説明」(大蔵省主計局・理財局発行...有償)昭51、52、53 昭和52年度固定資産概要調書(償却資産) = 大阪市財政局発行 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等	
137	1020101	30年	S59	S59	137775	46759	税制改正資料関係書類	「市税関係通達集昭45～59」 「市税関係通達集 市税条例等改正篇」で、自昭和45年度～至昭和51年度及び自昭和52年度～至昭和59年度で、財政局主税部が印刷発行したもの 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等	
138	1020100	永年	S43	S43	36999	36654	地方税関係法令改廃関係書類	「地方税法の一部を改正する法律」昭和37～42年 ・地方税法の一部を改正する法律(昭37.3改正現在～38.4) ・昭和39年4月 地方税法等の一部を改正する法律(抄)同要綱(全文)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(抄)、同要綱(全文) 「(国会)地方税法の一部を改正する法律関係資料(昭和41年3月)」「(国会)地方税法等の一部を改正する法律関係資料(昭和42年5月)」 自治省作成資料を財政局が編集作成 廃棄が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	内容	ウ(ウ)	参考文献	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書館調査員記入欄							アーキビスト記入欄							所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
139	1020100	永年	S46	S46	37000	36655	地方税関係法令改廃関係書類	「地方税法の一部を改正する法律案関係資料」(昭和42～45年) ・地方税法等の一部を改正する法律案関係資料(昭和42年5月、昭和43年3月、昭和44年4月、自治省税務局発行有償刊行物) ・地方税法の一部を改正する法律案関係資料(昭和45年3月、自治省税務局発行有償刊行物) 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	「地方税関係法令改廃関係書類」はH25年度旧永年簿冊判定において「市税条例、市税条例施行規則の改正案及び決裁が編纂されている」として1-エ・ウ条例または市規則の制定改廃に係る決裁文書に該当するとして歴史と判定されている。しかし、実際に編纂されている文書を見ても、「地方税の一部を改正する法律」に関する資料が編纂されており、市の条例・規則の作成に関する決裁等は存在していない。また、自治省が作成した有償刊行物も存在する。よって当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
140	1020100	永年	S51	S51	37001	36656	地方税関係法令改廃関係書類	「地方税法の一部を改正する法律案関係資料」(昭46～50年度) (国会)地方税法の一部を改正する法律案関係資料(昭和46年2月、昭和49年4月、昭和50年4月自治省税務局発行刊行物) 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	「地方税関係法令改廃関係書類」はH25年度旧永年簿冊判定において「市税条例、市税条例施行規則の改正案及び決裁が編纂されている」として1-エ・ウ条例または市規則の制定改廃に係る決裁文書に該当するとして歴史と判定されている。しかし、実際に編纂されている文書を見ても、「地方税の一部を改正する法律」に関する資料が編纂されており、市の条例・規則の作成に関する決裁等は存在していない。また、自治省が作成した有償刊行物も存在する。よって当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
141	1020100	永年	S51	S51	37002	36657	地方税関係法令改廃関係書類	「地方税法の一部を改正する法律案関係資料」(昭48～50年度) (国会)地方税法の一部を改正する法律案関係資料(昭和48年度、昭和49年度、昭和50年度) 廃棄が適当	内容	ウ(ウ)参考文献	財政局	税務部管理課(管理)	「地方税関係法令改廃関係書類」はH25年度旧永年簿冊判定において「市税条例、市税条例施行規則の改正案及び決裁が編纂されている」として1-エ・ウ条例または市規則の制定改廃に係る決裁文書に該当するとして歴史と判定されている。しかし、実際に編纂されている文書を見ても、「地方税の一部を改正する法律」に関する資料が編纂されており、市の条例・規則の作成に関する決裁等は存在していない。よって当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献		
142	10201000	永年	S54	S54	123265	48552	地方税関係法令改廃関係書類	「昭和51～53年度地方税法の一部を改正する法律案関係資料」 (第84回国会…昭和53年度)、(第80回国会…昭和52年度)、(第77回国会…昭和51年度)地方税法の一部を改正する法律案関係資料で、自治省が作成したものを財政局主税部が複製したもの、行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	「地方税関係法令改廃関係書類」はH25年度旧永年簿冊判定において「市税条例、市税条例施行規則の改正案及び決裁が編纂されている」として1-エ・ウ条例または市規則の制定改廃に係る決裁文書に該当するとして歴史と判定されている。しかし、実際に編纂されている文書を見ても、「地方税の一部を改正する法律」に関する資料が編纂されており、市の条例・規則の作成に関する決裁等は存在していない。編纂されている資料も市ではなく自治省が作成したものである。よって当該簿冊は廃棄とすることが適当であると考えられる。	内容	ウ(ウ)参考文献		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄							アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会			
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
143	10201000	永年	S55	S55	132247	48553	地方税関係法令改廃関係書類	「昭和51～54年度地方税法の一部を改正する法律案関係資料」(第77回国会…昭和51年度)、(第80回国会…昭和52年度)、(第84回国会…昭和53年度)、(第87回国会…昭和54年)地方税法の一部を改正する法律案関係資料で、自治省が作成したものを財政局主税部が複製したもの 廃棄が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	内容	ウ(ウ) 参考文献		
144	10201000	永年	S57	S57	132248	48554	地方税関係法令改廃関係書類	「昭和54～56年度地方税法の一部を改正する法律案関係資料」(第87回国会…昭和54年)、(第91回国会…昭和55年)、(第94回国会…昭和56年)地方税法等の一部を改正する法律案関係資料で、自治省が作成したものを財政局主税部が複製したもの 廃棄が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部管理課(管理)	廃棄	内容	ウ(ウ) 参考文献		
145	1020301	永年	S46	S48	91660	263320	土地評価関係書類	「土地統計年報」1(昭和46年3月)～3(昭和48年3月)で、財政局主税部固定資産税課土地係発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
146	1020301	永年	S48	S48	91661	263323	土地評価関係書類	「土地評価参考資料集」昭和48年4月 財政局主税部固定資産税課土地係発行印刷物及び昭和48年7月同上係発行印刷物「固定資産税(土地)住宅用地特例関係等参考資料集」 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄							アーキビスト記入欄					所属記入欄		公文書管理委員会				
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	要素	種類	意見 (廃棄は表示)	意見	
147	1020301	永年	S47	S51	102159	263322	土地評価関係書類	「土地評価関係資料集」昭和47年5月 財政局主税部固定資産税課発行印刷物「昭和47年度土地関係参考資料集」(1)・昭和48年4月同課土地係発行印刷物「昭和48年度土地評価関係参考資料集」・昭和48年6月同課発行印刷物「地方税法の一部改正(昭和48年)に伴う市街化区域農地にかかる固定資産税・都市計画税の概要」・昭和51年4月同課土地係発行印刷物「昭和51年度土地評価関係参考資料集」・昭和51年12月同課第1及び第2土地係発行印刷物「造成地の関する調」 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等	
148	1020301	永年	S49	S51	102160	263325	土地評価関係書類	「土地統計年報」4(昭和49年3月)～6(昭和51年3月)で、財政局主税部固定資産税課第1・第2土地係発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等	
149	1020301	永年	S52	S53	118562	263326	土地評価関係書類	「土地統計年報」7(昭和52年3月)～8(昭和53年3月)で、財政局主税部固定資産税課第1・第2土地係発行印刷物 行政刊行物等化が適当	内容	ア	行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア	行政刊行物等	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄							アーキビスト記入欄							所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
150	1020301	永年	S51	S54	123424	261082	土地評価関係書類	「土地事務研修用資料」 「土地事務の基礎知識(財政局主税部固定資産税課発行印刷物)」、昭和51年7月、昭和54年7月、「土地固定資産税関係様式集」(昭和52年7月財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「固定資産税(土地)事務電算処理人出力様式集(案)」(昭和54年5月財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「固定資産税(土地)事務検討会用テキスト」(昭和54年11月財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「地代家賃統制令関係参考資料集」(昭和54年9月財政局主税部固定資産税課発行印刷物) 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	「土地評価関係書類」はH25年度旧永年歴史判定において、国からの通知文書を編纂するものとして歴史対象外と判定をしている。実際に簿冊の内容を確認すると「土地事務の基礎知識」「土地固定資産税関係様式集」など固定資産税に関する財政局作成の内部研修用資料が編纂されていた。公文書館において収蔵している「固定資産評価実施要綱」等と同等のものであると考え、行政刊行物等化が適当であると考え。	内容	ア 行政刊行物等		
151	1020301	永年	S51	S54	123425	261083	土地評価関係書類	「土地事務研修用資料」 「土地事務の基礎知識(財政局主税部固定資産税課発行印刷物)」、昭和51年7月、昭和54年7月、「土地固定資産税関係様式集」(昭和52年7月財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「固定資産税(土地)事務電算処理人出力様式集(案)」(昭和54年5月財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「固定資産税(土地)事務検討会用テキスト」(昭和54年11月財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「地代家賃統制令関係参考資料集」(昭和54年9月財政局主税部固定資産税課発行印刷物) 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	「土地評価関係書類」はH25年度旧永年歴史判定において、国からの通知文書を編纂するものとして歴史対象外と判定をしている。実際に簿冊の内容を確認すると「土地事務の基礎知識」「土地固定資産税関係様式集」など固定資産税に関する財政局作成の内部研修用資料が編纂されていた。公文書館において収蔵している「固定資産評価実施要綱」等と同等のものであると考え、行政刊行物等化が適当であると考え。	内容	ア 行政刊行物等		

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-1-ア、2-1-ウ(ウ)

別紙

公文書調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管単位名	意見	要素	種類	意見(廃棄は表示)	意見
152	1020301	永年	S52	S54	123426	261085	土地評価関係書類	「地価公示要覧」 「昭和52年地価公示要覧」(財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「昭和53年地価公示要覧」(財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「昭和54年地価公示要覧」(財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
153	1020301	永年	S52	S54	123427	261086	土地評価関係書類	「地価公示要覧」 「昭和52年地価公示要覧」(財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「昭和53年地価公示要覧」(財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「昭和54年地価公示要覧」(財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		
154	1020301	永年	S54	S54	123423	263327	土地評価関係書類	「土地評価関係資料集」 昭和54基準年度「土地評価関係参考資料集」(財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「昭和54基準年度「標準宅地等評定基礎資料」(固定資産評価員室発行印刷物)、「昭和54年度「標準宅地等路線価ポイント一覧表」(固定資産評価員室発行印刷物)、「土地関係参考資料集」(昭和52年12月財政局主税部固定資産税課発行印刷物)、「市街化区域農地にかかる固定資産税・都市計画税の概要」(昭和51年6月財政局主税部固定資産税課発行印刷物) 行政刊行物等化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	税務部課税課(固定資産税)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等		

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公文書管理条例（抄）

（異議申立て及び委員会への諮問）
審査請求

第25条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について行政不服審査法（昭和37年
平成26年

法律第160号）による異議申立てがあったときは、市長は、次の各号のいずれか
法律第68号 審査請求

に該当する場合を除き、速やかに委員会に諮問し、その答申を尊重して当該異議
審査

申立てに対する決定をしなければならない。
請求 裁決

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき
審査請求 場合
- (2) 決定で、異議申立てに係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書等の
裁決 審査請求の全部を認容し

全部を利用させる旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又
は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることと
審査請求

するとき。ただし、当該利用決定等 について反対意見書が提出さ
場合（ 特定歴史公文書等の利用

れているときを除く。
場合 除く。）

（情報公開条例の準用）

第26条 情報公開条例第18条、第19条、第23条から第27条まで及び第29条の規定は

、前条の規定による異議申立てについて準用する。この場合において、次の表の
 審査請求

左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
 右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省 略	省 略	省 略
第18条第1号	<u>不服申立人</u>	<u>異議申立人</u>
第18条第2号	公開請求者（ 公開請求者が <u>不服申立人</u>	利用請求者（公文書管理条例第16条第3項 に規定する利用請求者をいう。以下同じ。 ）（利用請求者が <u>異議申立人</u>
第18条第3号	<u>不服申立て</u>	<u>異議申立て</u>
	<u>公開決定等に 公文書の公開 について反対意 見書</u>	<u>利用決定等（公文書管理条例第20条第1項 特定歴史公文書等（公文書管理条例第2条 に規定する利用決定等をいう。以下同じ。 第6項に規定する特定歴史公文書等をいう ） ）について公文書管理 。以下同じ。）の利用 条例第22条第3項に規定する<u>反対意見書</u></u>
	省 略	省 略
	<u>不服申立人</u>	<u>異議申立人</u>
第19条の見出し	<u>不服申立て</u>	<u>異議申立て</u>

第19条各号列 記以外の部分	省 略	省 略
	<u>裁決又は決定</u>	<u>決定</u>
第19条第1号	省 略	省 略
	<u>不服申立て</u>	<u>異議申立て</u>
	<u>裁決又は決定</u>	<u>決定</u>
第19条第2号	<u>不服申立てに 係る公開決定 等（公開請求 に係る公文書 の全部を公開 する</u>	<u>異議申立てに係る利用決定等（公文書管理 条例第16条第2項に規定する利用請求に係 る特定歴史公文書等（公文書管理条例第2 条第6項に規定する特定歴史公文書等をい う。以下同じ。）の全部を利用させる旨の 決定を除く。以下この号において同じ。）</u>
	<u>当該公開決定 等</u>	<u>当該利用決定等</u>
	<u>公文書を公開 する旨の裁決 又は</u>	<u>特定歴史公文書等を利用させる旨の</u>
	省 略	省 略
第23条の見出 し、第24条第 1項及び第3	省 略	省 略

項、第25条、 第27条第2項 並びに第29条		
省 略	省 略	省 略
第23条第4項	省 略	省 略
	<u>不服申立て</u>	<u>異議申立て</u>
	<u>、不服申立人</u>	<u>、異議申立人</u>
	省 略	省 略
	<u>不服申立人等</u>	<u>異議申立人等</u>
<u>第24条第1項</u> 及び <u>第3項、</u> <u>第25条並びに</u> <u>第27条第1項</u>	<u>審査会</u>	<u>委員会</u>
	<u>不服申立人等</u>	<u>異議申立人等</u>
第24条第2項	省 略	省 略
	<u>不服申立人</u>	<u>異議申立人</u>
	省 略	省 略
第26条	省 略	省 略
	<u>不服申立人等</u>	<u>異議申立人等</u>
第27条第1項	審査会	委員会

	第23条第3項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた第23条第3項
	、次項	並びに公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた次項
第27条第3項	審査会	委員会
	第1項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた第1項
	前項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた前項
第27条第2項 第4項	省 略	省 略
	前項 第2項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた前項 第2項
第27条第5項	第2項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた第2項
	審査会	委員会
第29条	審査会	委員会
	不服申立人	異議申立人

(組織等)

第30条 省 略

2 - 4 省 略

5 委員会は、その指名する委員 3 人以上をもって構成する部会に、第25条に規定する異議申立てに係る事件について調査審議させることができる。
審査請求

6 省 略

大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルール

平成 25 年 11 月 25 日制定

大阪市公文書管理条例(平成 18 年大阪市条例第 15 号。以下「条例」という。)第 28 条の規定に係る、歴史資料として重要でなくなると認める文書を決定するための運用ルールを次のとおり定める。

1 基本的考え方

これまで旧永年保存の簿冊は、歴史公文書等の価値の判定を受けずに、完結後 30 年を経過した時点で公文書館に引き継がれていた。これは、永年保存の簿冊に編綴されている公文書は歴史資料として重要という観点から多くの公文書を公文書館に集める効果的な制度であった。一方で、内容が重複している文書や事務処理上参考に供する期間が 30 年を超える文書も含まれるなど歴史資料として重要ではない文書が多く収集される原因にもなった。

また、公文書館には、刊行物等を編綴している簿冊が多く収集されており、書籍や新聞など不特定多数のものに販売することを目的として発行されているものも含まれている。

現在、刊行物等を特定歴史公文書等としていることで、利用決定等の手続等に時間を要していることや、歴史資料として重要ではない文書が収集されていることにより、公文書館条例で規定されている目的と齟齬をきたしている。また、整理・保存及び文書の特定に時間を要しているなどの課題が生じている。

上記の課題解決のため、公文書館機能の充実に向け、次の取組を行うものである。

- ・利用請求者の利便性の向上を図る
- ・公文書館本来の目的である整理・保存機能を高める
- ・新たな歴史公文書等を収集するための保管場所を確保する

具体的な取組として、現在、刊行物等を編綴している特定歴史公文書等のうち、刊行物等の内容が利用制限等に該当せず、行政刊行物等として取り扱うことが適していると認められる文書は特定歴史公文書等ではなく行政刊行物等として取り扱うことなど、公文書管理条例第 28 条第 1 項に規定する歴史資料として重要でなくなると認める文書の決定方法を定め、特定歴史公文書等を廃棄することにより、公文書館機能の充実を図る。

2 歴史資料として重要でなくなると認める文書の決定方法

(1) 歴史資料として重要でなくなると認める文書は、以下に該当するものとする。

- ア 刊行物等を編綴している文書で、行政刊行物等として取扱うことを決めた文書
- イ 他の特定歴史公文書等の内容と重複する文書
- ウ 大阪市公文書管理条例第 7 条の基準に当てはまらない文書
 - (ア) 業務上の必要性から長期保存されている文書
 - (イ) 市民、民間企業からの申請書等または給付金等の台帳等で内容が公報や統計書等により公になっている文書
 - (ウ) 国からの通達・他都市に関する資料、参考文献等

(2) 上記に該当する特定歴史公文書等が、歴史資料として重要でなくなると認めるにあたっては、同条 2 項の規定に基づき、あらかじめ大阪市公文書管理委員会に諮り、承認を得るものとする。

特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法

1 候補簿冊の選定方法

- (1) 大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルールに基づき、公文書館調査員が候補簿冊を抽出し、「特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト」を作成する。
- (2) 上記(1)について、アーキビストが意見を付与する。
- (3) 上記(2)について、所管所属に廃棄しても問題が無いか否かを確認する。

2 公文書管理委員会における決定方法

(1) 決定方法

- ア 公文書管理委員会開催前に配付する特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リストから、実見が必要な簿冊を選択する。
- イ 公文書管理委員会において、簿冊を実見のうえ、廃棄が適正か否かを審議する。

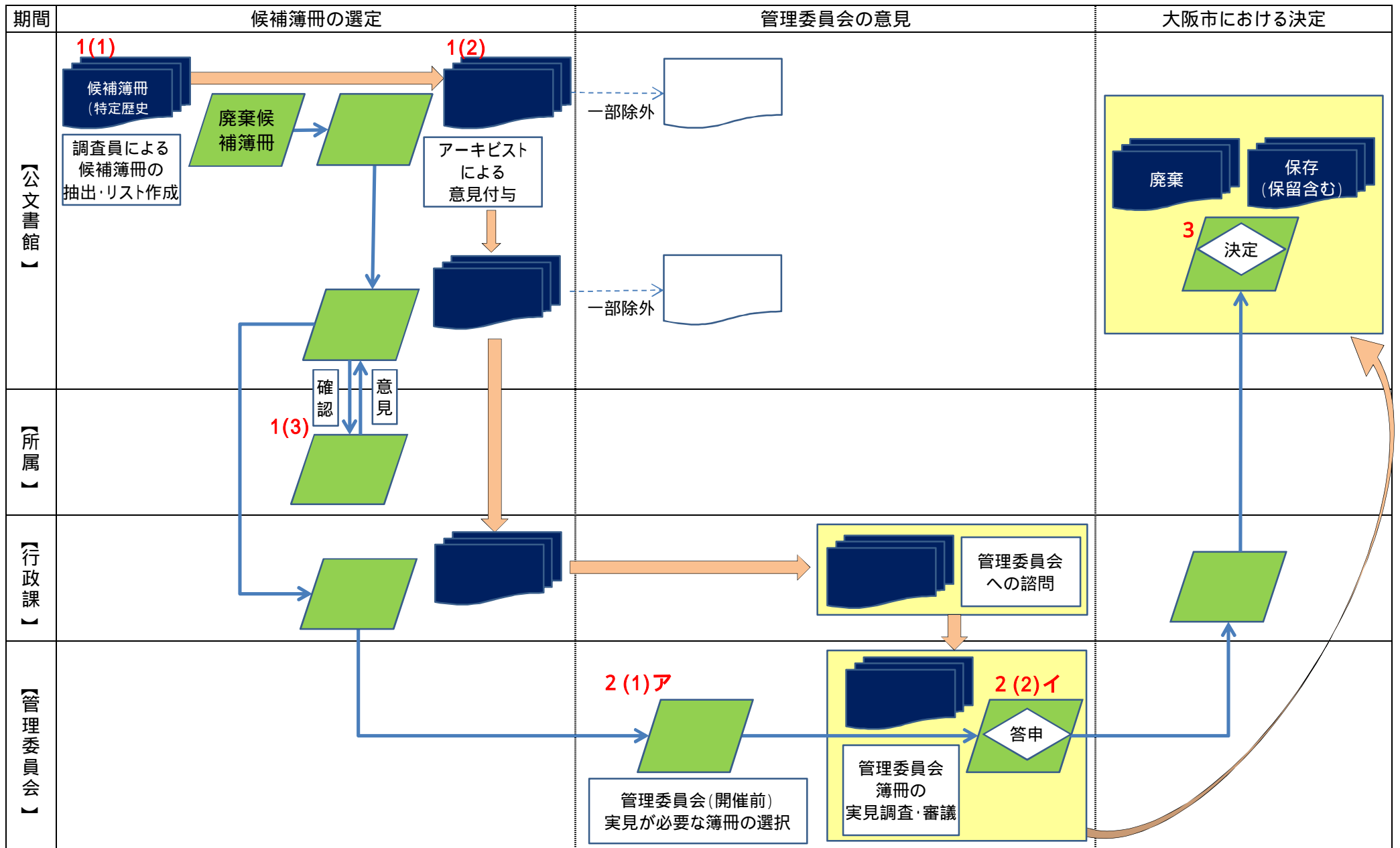
(2) 公文書管理委員会における審議結果のまとめ方

- ア 公文書管理委員会は、簿冊ごとの審議結果をまとめることとする。
- イ 大阪市公文書管理委員会規則第 5 条第 3 項の規定により、諮問事項について、委員会としての意見を決定し、審議結果を答申として市長に提出する。
なお、継続審議を要するもの等については、審議結果の取りまとめを保留することも可能とする。

3 大阪市における決定方法

市長は、公文書管理委員会からの意見を受け、廃棄又は特定歴史公文書等として引き続き保存するか否かを決定する。

【運用ルールに基づく事務フロー】



大阪市公文書管理条例第 7 条第 1 項に規定する市長が定める基準

平成 24 年 1 月 31 日制定

平成 26 年 8 月 21 日改正

大阪市公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、歴史公文書等（条例第 2 条第 5 項に規定する「歴史公文書等」をいう。以下同じ。）に該当するかどうかを決定するための基準を次のとおり定める。

1 基本的考え方

条例第 1 条の目的において、「市政運営に関する情報は市民の財産」であること及び「本市等の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、条例第 4 条において、意思決定の過程に関する事項であって意思決定に直接関係するものは公文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下のア～エのいずれかに該当する公文書は、歴史公文書等に当たり、当該公文書を編集した簿冊は保存期間満了後には大阪市公文書館に引き継ぐものとする。

- ア 本市の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- イ 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- ウ 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- エ 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

2 具体的な判断指針

1 の基本的考え方に基づいて、個別の公文書が歴史公文書等に該当するかどうかを決定するにあたっての具体的な判断指針については、以下のとおりとする。なお、以下の判断指針において、公文書が歴史公文書等に該当するかどうかの判断に際しては、歴史資料として重要な公文書等について調査研究を行う者の意見を聴くものとする。

- (1) 条例別表において保存期間が 30 年とされている「公文書の区分」に掲げるもののうち、次表に記載する公文書は歴史公文書等に該当するものとする。

公文書の区分
ア 市行政の総合計画又は基本方針の決定に関するもの (ア) 計画等の策定又は改廃に関する決裁文書及び計画書等 (イ) 意思決定に係る会議の会議要旨又は会議録 (ウ) 局長等への説明資料及び説明時における指示等の内容
イ 重要な事務及び事業の計画に関するもの (ア) 計画の策定又は改廃に関する決裁文書及び計画書 (イ) 意思決定に係る会議の会議要旨又は会議録 (ウ) 局長等への説明資料及び説明時における指示等の内容
ウ 市会議案その他市会に関するもの (ア) 市会議案、原議

<p>(イ) 本会議及び運営委員会並びに常任委員会等の会議録</p> <p>(ウ) 議事運営に関する重要なもの</p>
<p>エ 条例又は市規則等の制定及び改廃に関するもの</p> <p>(ア) 案の検討、審査に関するもの</p> <p>(イ) 市規則等の制定改廃に係る意見公募手続に関するもの</p> <p>(ウ) 制定又は改廃に係る決裁文書</p> <p>(エ) 解釈又は運用基準の制定改廃に関するもの</p>
<p>オ 市長及び副市長の事務引継書</p> <p>(ア) 市長及び副市長の事務引継書</p>
<p>カ 予算及び決算に関する重要なもの</p> <p>(ア) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯</p> <p>(イ) 歳入及び歳出の決算報告書並びに債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯</p>
<p>キ 市域の境界変更及び編入に関するもの</p> <p>(ア) 市域の拡張及び変更、行政区の再編成等に関する決裁文書</p> <p>(イ) 意思決定に係る会議の会議要旨又は会議録</p> <p>(ウ) 市長等への説明資料及び説明時における指示等の内容</p>
<p>ク 訴訟及び不服申立てに関するもの</p> <p>(ア) 本市の機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯のうち、法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの</p> <p>(イ) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯のうち、法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの</p>
<p>ケ 法第138条の4第1項に規定する委員会の構成員及び同項に規定する委員の任免に関するもの</p> <p>(ア) 執行機関として法律の定めるところにより、普通地方公共団体に設置を要する教育委員会、選挙管理委員会及び人事委員会の構成員並びに監査委員の任免に関する決裁文書</p> <p>(イ) 執行機関として法律の定めるところにより、市町村に設置を要する農業委員会及び固定資産評価審査委員会の構成員の任免に関する決裁文書</p>
<p>コ 職員の任免及び賞罰に関するもの</p> <p>(ア) 職員の採用試験、選考に関する重要なもの</p> <p>(イ) 職員表彰又は職員の処分に関するもの重要なもの</p>
<p>サ 叙位叙勲及び褒章並びに表彰に関するもの</p> <p>(ア) 表彰制度の創設、改廃に関するもの</p> <p>(イ) 叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの</p> <p>(ウ) 市民表彰等特に重要な市長表彰に関するもの</p>
<p>シ 公有財産の取得又は処分に関するもの</p> <p>(ア) 公有財産の取得又は処分に関する重要な経緯</p>

(2) 条例別表において保存期間が10年以下とされている「公文書の区分」に掲げるもののうち、次表に記載する公文書は歴史公文書等に該当するものとする。

公文書の区分
ア 通達、要綱等の制定及び改廃に関するもの (ア) 通達、要綱等の制定又は廃止及び重要な改正に関する決裁文書
イ 重要な請願、陳情、要望等に関するもの (ア) 請願書、陳情、要望書等及びそれらに対する回答で重要なもの (イ) 要望等に係る協議における議事録で重要なもの
ウ 重要な工事の施行に関するもの (ア) 総事業費が特に大規模な事業については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの (イ) 総事業費が大規模な事業については、事業計画の立案に関する検討、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの (ウ) 工事誌
エ 公有財産の管理に関するもの (ア) 公有財産の管理に関する重要な経緯
オ 機構及び定員の要求に関するもの (ア) 機構及び定員の要求に関する重要な経緯
カ 審査基準、処分基準及び行政指導指針に関するもの (ア) 行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号八の処分基準、同号二の行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯
キ 補助金、各種交付金及び給付金に関するもの (ア) 補助金、各種交付金及び給付金の要件に関するもの
ク 統計調査に関するもの (ア) 統計に関する立案の検討その他の重要な経緯

(3) (1)から(2)に掲げるもののほか、次表に記載する公文書は歴史公文書等に該当するものとする。

ア 市行政の運営、実績、評価等に関するもの (ア) 制度の新設及び改廃に関する重要なもの (イ) 施設の創設及び改廃に関する重要なもの (ウ) 重点施策に関するもの (エ) 重要な契約、委託に関するもの (オ) 局長以上の職にある者の事務引継書 (カ) 市行政の広報企画に関する重要なもの (キ) 施策の講評記録に関する重要なもの (ク) 行政の運営状況の監察に関する重要なもの (ケ) 市が関わる団体の設置・廃止等に関する重要なもの (コ) 市の情報公開や文書管理に関する重要なもの (サ) 市職員の業務・労働の実態を具体的に示すもの
--

<ul style="list-style-type: none"> (シ) 市職員の労働条件及び労働環境に係る重要な協議に関するもの (ス) 行政評価に関する重要なもの (セ) 本市において実施・運用している制度の運用状況の把握に関するもの
<p>イ 市民等の権利・義務に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 重要な台帳、原簿
<p>ウ 委員会、審議会、会議等の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 各種委員会、審議会等の記録 (イ) 重要な内部会議及び市が構成員となっている諸会議の記録
<p>エ 国、他都市等との連絡等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 中央省庁等との連絡調整に関する重要なもの (イ) 他都市等の行政協力に関するもの (ウ) 広域行政に関する重要なもの (エ) 行幸啓に関する重要なもの
<p>オ 市民等の健康、安全等、市民生活に密接に関わるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 重大な事故、災害に関するもの (イ) 重要な福祉事業に関するもの (ウ) 産業、経済の育成・指導・調整に関する重要なもの (エ) 都市機能・都市空間の整備に関する重要なもの (オ) 市民生活の健康、安全、衛生に関する重要なもの (カ) 市民の社会経済生活の実態を具体的に示すもの (キ) 環境問題に関する重要なもの (ク) 多様な市民の共同・共生とその施策に関する重要なもの
<p>カ 本市の歴史、文化、学術、事件等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 各種の調査、研究に関する重要な記録 (イ) 重要な区行政及び地域振興に関するもの (ウ) 選挙事務の管理運営に関する重要な記録 (エ) 学校教育及び教育行政に関する重要なもの (オ) 文化施策に関する重要なもの (カ) 教育及び文化向上に関する市民の取組並びにその活動実態を示す重要なもの (キ) 市民協働・市民活動支援とその施策の実態を具体的に示すもの (ク) 国際会議、国際協力、国際交流等に関する重要なもの

(4) 上記に記載のない公文書であっても、1の基本的考え方に照らして、本市として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく本市全体で対応し、その教訓が将来に活かされるような特に重要な政策事項等に関するものについては歴史公文書等に該当する。

特定歴史公文書等の 廃棄候補簿冊選定用リスト

(引き続き公文書館において保存するもの)

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

移管元所属意見付与時に特定歴史公文書として引き続き保存すると判断したもの

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会	
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は示)	意見
1	1020101	永年	S39	S39	33974	33671	税制改正資料関係書類	「大阪市税務資料」(市税に関する参考係数資料)昭33、34、35、36、37、38年作成 財政局主税部印刷物 刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等	×	
2	1020101	永年	S51	S51	33975	33672	税制改正資料関係書類	「市税グラフ」昭43、44、46、47 「市税グラフ参考係数資料」昭43、44、46、48 「伸び悩む大阪市税の現況」昭43、44 「国税・地方税等参考係数資料」昭50 財政局作成印刷物 刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等	×	
3	1020101	永年	S40	S40	34004	33701	税制改正資料関係書類	「譲与税等要綱」昭32～39 ・地方道路譲与税・軽油引取税交付金 特別とん譲与税 要綱 昭32.12.4 ・譲与税等要綱 昭34.3 ・譲与税等要綱 昭35.3 ・譲与税等要綱 昭35.12 ・譲与税等要綱 昭36.3 ・譲与税等要綱 昭36.12 ・譲与税等要綱 昭37.7 ・譲与税等要綱 昭37.12 ・譲与税等要綱 昭38.2 ・譲与税等要綱 昭38.12 ・昭和39年度 譲与税等要綱 ・譲与税等要綱 昭39.9 財政局主税部印刷物 行政刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等	×	

特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト

移管元所属意見付与時に特定歴史公文書として引き続き保存すると判断したもの

公文書館調査員記入欄										アーキビスト記入欄				所属記入欄		公文書管理委員会		
番号	分類コード	保存期間	最初編集年度	最終編集年度	配架番号	簿冊整理番号	簿冊名称	編集している公文書の内容及び抽出理由	要素	種類	所管所属名	所管所属保管单位名称	意見	要素	種類	意見(廃棄は示)	意見	
4	1020101	永年	S45	S45	34005	33702	税制改正資料関係書類	譲与税等要綱、昭40～44 ・昭和40年度譲与税等要綱 昭40.2、40.9 ・昭和41年度譲与税等要綱 昭41.2、41.9 ・昭和42年度譲与税等要綱 昭42.2、42.9 ・昭和43年度譲与税等要綱 昭43.2、43.9 ・昭和44年度譲与税等要綱 昭44.2、44.9 財政局主税部印刷物 行政刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等	×		
5	1020101	永年	S49	S49	34006	33703	税制改正資料関係書類	譲与税等要綱、昭45～48 ・昭和45年度譲与税等要綱 昭45.2、45.9 ・昭和46年度譲与税等要綱 昭46.2、46.9 ・昭和47年度譲与税等要綱 昭47.2、47.11 ・昭和48年度譲与税等要綱 昭48.2、48.10 財政局主税部印刷物 行政刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等	×		
6	1020101	永年	S46	S46	34028	33725	税制改正資料関係書類	「地方財政状況調査表」昭38～46 地方財政状況調査表(自治省調査) 昭和38年度～昭和46年度 大阪市発行印刷物 行政刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等	×		
7	1020101	永年	S51	S51	34029	33726	税制改正資料関係書類	「地方財政状況調査表」昭47～51 地方財政状況調査表(自治省調査) 昭和47年度～昭和51年度 大阪市発行印刷物 行政刊行物化が適当	内容	ア 行政刊行物等	財政局	財務部財源課(財源調整・税制企画)	廃棄(刊行物等化)	内容	ア 行政刊行物等	×		

大阪市公文書管理委員会規則

制 定 平 23. 2 .18 規則 5
最近改正 平 25. 3 .29 規則 136

大阪市公文書管理委員会規則を公布する。

大阪市公文書管理委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市公文書管理条例(平成 18 年大阪市条例第 15 号)第 33 条の規定に基づき、大阪市公文書管理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第 2 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 3 条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第 4 条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理し、並びに部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会の運営)

第 7 条 第 5 条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第 1 項及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第 2 項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は総務局において処理する。

(施行の細目)

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 95 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 136 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

大阪市公文書管理委員会 名簿

上田 健介	近畿大学大学院法務研究科教授
金井美智子	弁護士
小西 和夫	相愛大学客員教授
澤井 実	大阪大学大学院経済学研究科名誉教授
澤村 美賀	消費生活相談員
玉田 裕子	弁護士
安竹 貴彦	大阪市立大学大学院法学研究科教授

(敬称略：五十音順)

第9回 大阪市公文書管理委員会の諮問にかかる 対象簿冊の内容及び図書館収蔵状況(参考)

当日配布資料

項番	簿冊名称	内容	国立国会図書館 サーチ等
1	神のやしろ	【刊行物等化】 ・大阪市内の神社についての書籍	なし
2	大阪市第1回下水道改良誌	【廃棄】(ただしすでにある行政刊行物の予備として所持) ・大阪市の下水道の歴史や、それに伴う都市整備の進展を知るうえで重要なものが記録	なし
3	西成普通水利組合誌	【刊行物等化】 ・市に移管された西成普通水利組合の歩みの記録 ・農業用水の利用のされ方や堤防の建設等水利という都市機能の整備を示す重要な資料が編集	国立国会図書館 市立図書館 府立図書館 公共図書館
4	淀川右岸水害予防組合誌	【刊行物等化】 ・淀川右岸水害予防組合の歩みを示した書籍 ・淀川の洪水の予防や下流域の治水に関する取組を読み取ることができ、災害に関する重要な資料	国立国会図書館 市立図書館 府立図書館
5	第1次大阪都市計画事業誌	【廃棄】(ただしすでにある行政刊行物の予備として所持) ・第一次大阪都市計画事業の事業概要や図面、予算等の資料が掲載されており、当該期の都市機能・都市空間の在り方がよくわかる書籍	なし
6～39	財源拡充関係書類	【廃棄】 「地方財務」(有償)が編綴 (株)帝国地方行政学会 (財)方財務協会 (株)ぎょうせい ・都道府県市町村の財務運営のにかかる実務雑誌 ・解説記事、実例紹介記事が掲載	国立国会図書館 公共図書館
40～71	市税決算関係書類	【廃棄】 「税務統計書」が編綴 大阪国税局発行 ・市税決算の分析に用いる内容が記載された冊子	国立国会図書館 公共図書館 (No42、45～48、 56、58、60、64～ 69なし)
72～137	税制改正資料関係書類	【行政刊行物等化】 ・「大阪市税務統計」という財政局発行の刊行物そのものが編綴 【廃棄】 ・国の省庁が作成した「租税及び印紙収入予算の説明」「予算の説明」といった冊子	国立国会図書館 公共図書館 (No81、83～93 なし)
138～144	地方税関係法令改廃関係書類	【廃棄】 ・地方税関係法令改廃関係書類 ・自治省が作成した「地方税の一部を改正する法律」に関する資料が編綴	国立国会図書館 公共図書館
145～154	土地評価関係書類	【行政刊行物等化】 ・「土地統計年報」という固定資産税に関する財政局作成の刊行物が編綴	